



広報 もりよし

発行・編集 森吉町役場企画開発課 秋田県北秋田郡森吉町
米内沢字七曲51 /印刷 米内沢中央印刷所

No. 336



あつては困る。 …でも訓練は必要

秋の火災予防運動が実施された初日、八幡森集落を中心に火災想定訓練が行われました。婦人会によるバケツリレー初期消火活動、各分団のポンプ車放水など本番さながらの訓練に、火の恐しさを知るとともに団員のきびきびとした姿に、強い「団結」がうかがわれました。

昭和60年
11月号

町の人口	
昭和60年10月末現在 住民登録人口	
男	4,870 (+5)
女	5,326 (+3)
計	10,196 (+8)
世帯数	2,788 (+3)

工事再開 全線開通へ

鷹角線 悲願実現 64年完成めざす



▲クワを入れる佐々木社長

56年以来ストップしていた鷹角線の未開通区間（比立内―松葉間29.3キロ）の工事再開を祝う起工式が10月23日、阿仁町の十二段トンネル前で行われた。鷹角線は今後、国鉄に代わって経営を受け継ぐ第三セクター会社の秋田内陸縦貫鉄道株式会社（社長・佐々木知事）の手によって進められることになり、来年10月に阿仁合線、角館線の在来路線で先行開業し、64年春から全線開業する。幾多の課題を抱えながらも、「夢と希望いま発進」のタイトルのごとく、地方鉄道の幕明けとなり沿線地域の活性化に大きな期待がもたれている。

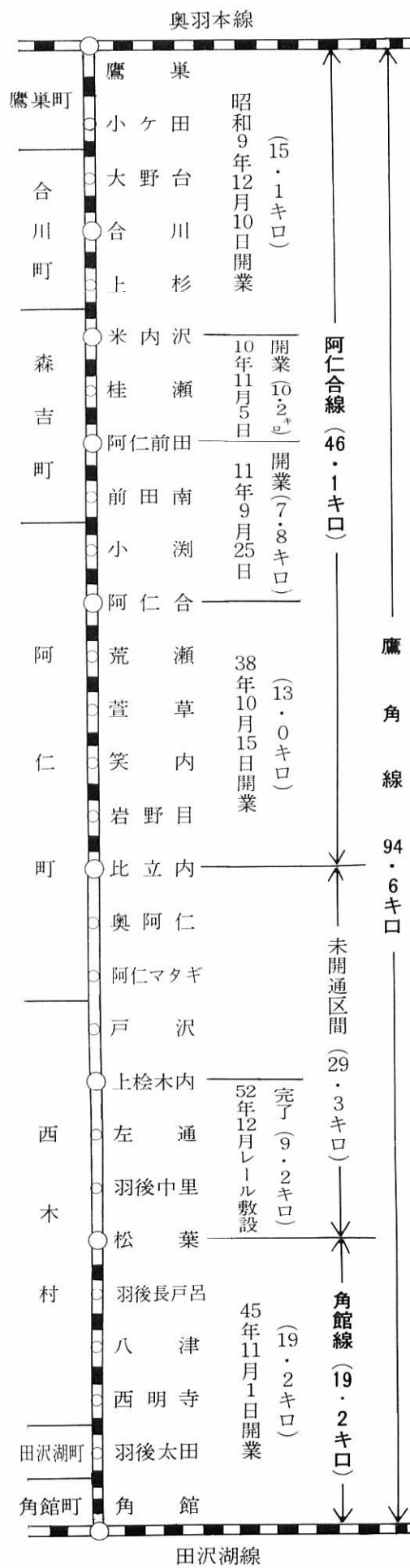
また、開通されると運転本数も増え、鷹角線―角館間を普通2時間57分、快速2時間16分（1往復）で結ばれ、生活路線としてはもとより産業や観光に役立つ重要な路線として脚光を浴びることになる。

鷹角線建設の歴史

明治40年 鉄道建設に向けて測量実施され、第二期予定線に編入
大正10年 鷹角線―角館線期成同盟会を結成

大正11年4月11日 鉄道敷設法により鷹角線を法制化
昭和7年10月1日 鷹角―米内沢間を起工
昭和9年12月10日 鷹角―米内沢間15.1キロ阿仁合線として開業
昭和10年11月5日 米内沢―阿仁前田間10.2キロを開業
昭和11年9月25日 阿仁前田―阿仁合間7.8キロを開業
昭和14年5月 角館―松葉内間28.4キロを松葉内線として着工（支那事変で16年に中断）
昭和32年4月3日 鉄道建設審議会会で阿仁合―角館間が着工線に
昭和38年10月15日 阿仁合―比立内間13.0キロを開業（全線46.1キロ）
昭和39年2月29日 鉄道工事は日本鉄道建設公団へ移管される
昭和45年11月1日 角館―松葉間19.2キロを角館線として開業

昭和54年12月29日 比立内―松葉間29.3キロの未開通部分の工事中断が閣議了解により決定
昭和56年9月18日 角館線が特定地方交通線第一次選定線に
昭和59年3月5日 沿線八町村長と議長名で、財政負担割合を明示し第三セクター経営推進に関する要請書を県に提出
昭和59年6月22日 阿仁合線が特定地方交通線第二次選定線に
昭和59年6月25日 県議会交通対策特別委員会で第三セクター経営引き受けを了承
昭和59年10月31日 秋田内陸縦貫鉄道株式会社を設立
昭和60年9月11日 運輸省が未開通区間の地方鉄道業の免許交付
昭和60年9月13日 工事施行認可
昭和60年10月11日 工事再開指示
昭和60年10月23日 起工式



新しい米高の時代をひらけ

米内沢高校 盛大に創立記念式典 四十周年

県立米内沢高等学校（斎藤久志校長）生徒数四百五十一人の創立四十周年記念式典は、十月二十四日同校の講堂で盛大に開かれ、在校生や同窓生、学校関係者ら七百五十人が出席し、四十年のあゆみを振り返るとともに、新たな飛躍を誓い合った。

八千十五人が卒業

米内沢高校は、終戦間近の昭和二十年三月に阿仁部で初の高校、秋田県立大野岱女子農業学校として発足。二十二年四月に男女共学の県立米内沢農業学校と改称し、翌二十三年四月県立米内沢高校に転換、農業科・家庭科・普通科の三課程が、二十四年には定時制が設置された。その後農業科・家庭科は廃止され、機械科・電気科が新設され現在に至っている。

校訓をかみしめて

続いて浜田県教委次長、北林県議、近藤町長ら来賓の祝辞がのべられたあと、金英則生徒会長が、「恵まれた自然環境や数々の栄光の中で、校訓の（勤勉）をもう一度かみしめ、米高という（大器）を未来の（完成）へと引き継いでゆく」と力強く決意を表明して式典を閉じた。

記念講演

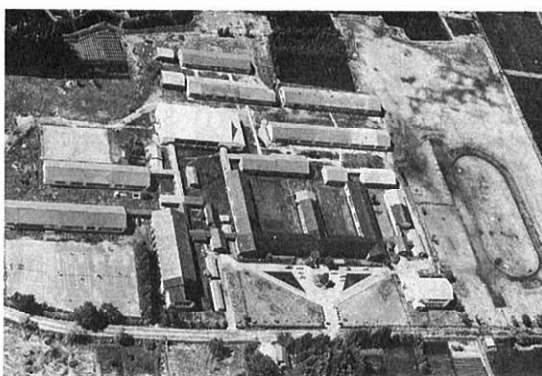
奈良女子大学教授 山田昇先生
山田先生は、米高卒（昭和二十九年三月卒・第四期生）で東大に合格、同大学院を卒業、和歌山大学を経て現在に至っている。「私の修学の思い出と日本の教育」について講演された山田先生

学校沿革概要

- 20年3月20日 秋田県立大野岱女子農業学校として設立認可
- 20年5月25日 米内沢国民学校の一部を仮校舎として開校（開校記念日）
- 22年4月1日 秋田県立米内沢農業学校と改称、男女共学制となる
- 23年4月1日 秋田県立米内沢高等学校に転換、男女共学総合高校として農業・普通・家庭の三課程を設置
- 23年11月5日 校舎竣工
- 24年4月1日 定時制課程設置
- 26年6月20日 校章を改定
- 27年5月25日 校歌を制定
- 38年4月1日 農業科募集停止、新たに機械科募集、普通科増募
- 40年4月1日 電気科募集



▶▶ 盛大に40周年を祝う旧校舎正面玄関



▶▶ 旧校舎全景



▶▶ 新校舎全景

40年10月2日 創立20周年式典
47年3月15日 新校舎一期工事竣工（48年3月25日 二期竣工）
58年2月8日 全国高校総体女子スキー総合優勝

59年3月31日 家政科廃科
60年2月8日 全国高校総体女子リレー三連覇
60年10月24日 創立40周年式典

森吉町総合体育大会 第10回

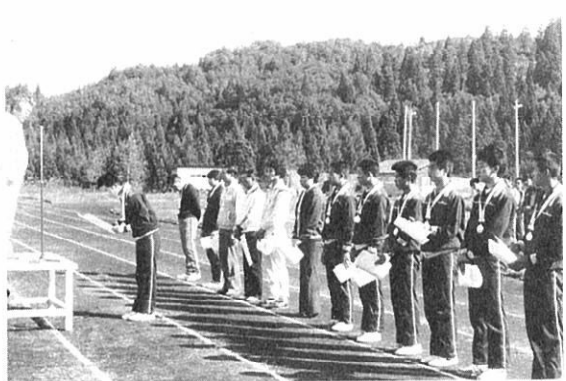
第十回森吉町総合体育大会は、九月二十二日から十月十三日までの日程で森吉中学校を主会場に、陸上、バレーボール、バスケットボール、野球などの競技に熱戦がくりひろげられました。

スポーツ賞受賞者及び各種目別の成績は次のとおりです。

陸上競技

(小学校の部)

- ▼一年男子百メートル 西根隆志(前田) 19秒8
- ▼二年男子百メートル 西根隆志(前田) 19秒8
- ▼三年男子百メートル 西根隆志(前田) 19秒8
- ▼四年男子百メートル 西根隆志(前田) 19秒8
- ▼五年男子百メートル 西根隆志(前田) 19秒8
- ▼六年男子百メートル 西根隆志(前田) 19秒8
- ▼一年女子百メートル 西根隆志(前田) 19秒8
- ▼二年女子百メートル 西根隆志(前田) 19秒8
- ▼三年女子百メートル 西根隆志(前田) 19秒8
- ▼四年女子百メートル 西根隆志(前田) 19秒8
- ▼五年女子百メートル 西根隆志(前田) 19秒8
- ▼六年女子百メートル 西根隆志(前田) 19秒8



スポーツ賞に輝く人々たち

☆...栄光...☆

- ▽庄司厚子(米内沢高スキー・全国総体女子リレー優勝、東北大会十位)
- ▽森川明美(合川高フエンスシング全県総体、県体、東北大会で個人優勝。インターハイ、全国選抜で団体優勝)
- ▽杉田定之助(森吉陸協・県スポD組八百メートル優勝)



あと10M ゴールイン

- ▽宮野順一(森吉陸協・県スポA組走幅跳び優勝)
- ▽渡辺健一郎(森吉陸協・全県駅伝優勝メンバー九区区間賞)
- ▽金美香子(経法大付高バスケット・全日本出場、県体優勝)
- ▽工藤英明、土佐寛、森川敏和、島袋憲一、渡辺勝則、土佐守、石田孝則(合川高軟式テニス・全県新人戦及び県総体優勝メンバー)

☆...奨励賞...☆

- ▽森吉中女子バスケットボール部(全県大会二位、東北大会三位)
- ▽近藤毅(米内沢高スキー・県体十位)
- ▽清水嶋美(合川高陸上・新人戦優勝、総体二位、県体三位)
- ▽金秀吉(米内沢小・県少年少女陸上競技大会男子百メートル優勝)

- 女子①柴田真美(米内沢) 17秒4
- ②庄司洋子③藤島弥生▼四年男子百メートル①木村信宏(米内沢) ①播磨健二(森吉) 16秒0 ③西根早人▼四年男子六百メートル①播磨健二(森吉) 2分04秒0 ②木村信宏③中島勝▼四年女子百メートル①鈴木美雪(浦田)

- 17秒8 ②森川陸美③神成亜紀子▼五年男子百メートル①庄司雄大(前田) 14秒0 ②庄司孝信③柳山将和▼五年男子千メートル①渡辺寛樹(浦田) 3分39秒3 ②北林久長③斎藤啓夫▼五年女子百メートル①庄司真紀子(前田) 16秒2 ②山田恵子③庄司静香▼五年女子八百メートル①福田幸代(前田) 2分54秒5 ②庄司真紀子③藤島順子▼六年男子百メートル①田中隆弘(前田) 15秒2 ②金秀吉③佐藤徳秀▼六年男子千メートル①金秀吉(米内沢) 3分25秒8 ②森川紀幸③織山長正▼六年女子百メートル①小野寺祐子(前田) 16秒4 ②吉田あけみ③三浦千春▼六年女子八百メートル①若木可奈子(前田) 2分43秒0 ②山田聖子③千葉淳子

- ▽小学生①杉淵忠美、荒川寛宇
- ▽中学生①木村尚、佐藤誠、吉田

- 二回戦 本郷下7-0 浦田奇延

森吉町体協 20周年記念

柴田直松さんらに感謝状

スポーツの発展を誓う

体育の日に祝う

秋晴れの十月十日「体育の日」森吉町体育協会創立二十周年記念式典がコミュニティセンターで開かれ、二十年の歩みをふりかえるとともに、今後のスポーツの振興と発展を誓いあった。

昭和三十六年、住民のスポーツ振興の推進をはかろうと、森吉町体育指導委員会が設立され、その後組織化の気運が高まり、昭和四十年七月十三日、各団体が結集して「森吉町体育協会」が発足された。

現在、十三団体・会員六百五十七人で構成されている。また各団体の二十年の栄光とあゆみを綴った記念誌「躍進」も発行され、式典に花をそえた。

北林照助会長は「二十年をかえりみると、さまざまな思い出があるが、特に最近、全国にスポーツ森吉町の名を轟かせた米高スキー部女子のリレー三連覇は、地域の底辺の力を示すもので誇りに思っている。さらにスポーツの発展と町政の発展を心からお祈りします」とあいさつされた。

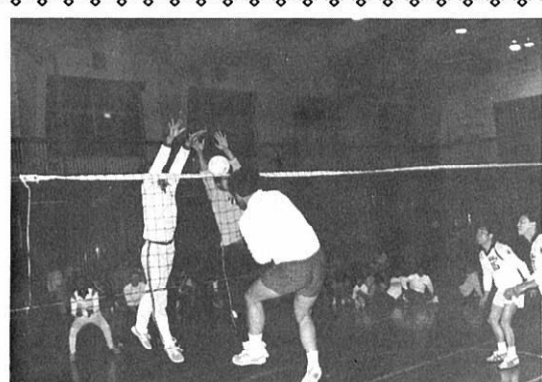
続いて体育協会の発展に尽くされた個人三十二名と一団体に会長より感謝状が贈られた。



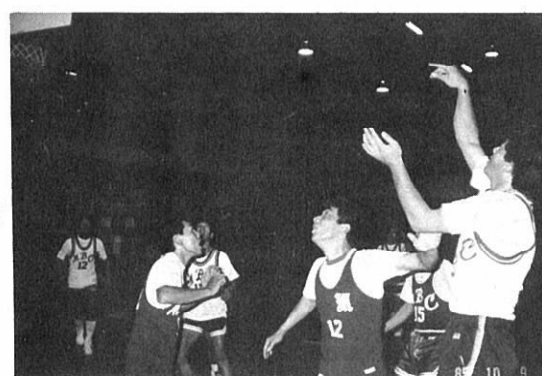
盛会だった記念式典

贈られた。

- 表彰者は、次のとおりです。(敬称略)
- 北林照助、高嶋昭二、桜井昭佐久、柴田健治、奥山忠隆、松田光朗、庄司憲三郎、北林進、庄司久雄、竹田昭雄、山本末吉、佐々木邦夫、福田富成、大倉慶治、成田陸雄、御所野洋三、庄司錦一郎、佐藤昭二郎、藤本正義、武石広、山田義美、木村了、佐林幸吉、柴田直松、桜井正七、木村泰二郎、庄司国千代、赤石元治、小野岡清松橋庄一、藤島美貴夫、鈴木健三郎、秋田土建棟



アタックNOワン



シュート 入った...?

- 本郷上 4-3 川向駅前
- 支郷 7-0 桂瀬前田
- 本郷上 4-3 支郷
- 本郷上 6-1 本郷

- 本郷上 4-3 川向駅前
- 支郷 7-0 桂瀬前田
- 本郷上 4-3 支郷
- 本郷上 6-1 本郷

- 中央シリカ 2-0 浦田
- シンセイA 2-0 丸伊
- シンセイA 2-1 中央シリカ
- 二部(準決勝) 大町 2-0 本郷
- 大倍 2-1 新屋布
- (決勝) 大町 2-1 大倍
- 三部(準決勝) 森吉 2-0 白坂
- 公立病院 2-1 惣内A

- バレーボール
- 一部(準決勝) 中央シリカ 2-0 浦田
- シンセイA 2-0 丸伊
- (決勝) シンセイA 2-1 中央シリカ
- 二部(準決勝) 大町 2-0 本郷
- 大倍 2-1 新屋布
- (決勝) 大町 2-1 大倍
- 三部(準決勝) 森吉 2-0 白坂
- 公立病院 2-1 惣内A

- 卓球
- 男子一部①工藤強志②佐藤一則
- ③坂本一敏③庄司憲三郎
- 男子二部①渡辺美喜夫②岸野孝雄
- 女子一部①三浦由紀子②石川順子③土佐洋子
- 女子二部①清水とも子②庄司加代子③庄司節子

- ゲートボール
- 前田②前田駅前③森吉町ゲートボール愛好会女子部

ねんき 国民年金に任意加入している奥さんへんき

No. 296

届出のおねがい

国民年金は、昭和六十一年四月から改正されます。

この改正で、厚生年金または船員保険の加入者である夫から扶養されている奥さんは、国民年金の保険料を自分で納めなくとも年金を受けることができるようになります。ただし、このためには届出が必要です。

役場に届け出を

現在、国民年金に任意加入している奥さんたちに、十月末に社会保険庁から「国民年金任意加入被保険者現況届」が送られておるはずですが、次の三つのいずれにも該当する奥さんは、この届け出をしていただくことになります。

- ①夫が厚生年金または船員保険の加入者であること。
- ②夫が大正十年四月二日以後の生れであること。
- ③奥さん自身が、主として夫の収入により生活していること。(具体的には、夫の健康保険の保険証に名前が乗っている場合)

これらに該当する奥さんは、現況届に必要事項を記入し、届出を受けられる場合は、現況届だけ提出。

①夫の勤務先で証明を受けられない場合は、扶養されている事実を証明する証拠書類(夫の年金手帳及び健康保険被保険者証等)を現況届に添付のこと。

②夫の勤務先で証明を受けられない場合は、扶養されている事実を証明する証拠書類(夫の年金手帳及び健康保険被保険者証等)を現況届に添付のこと。

なお、この方たちの国民年金の保険料は、夫が加入している年金制度からまとめて納められるようになります。

忘れると困ります

大切な届け出です。忘れないでください。この届け出の手続きを忘れずと引き続き自分で保険料を納めていただくことになりました。将来年金を受けられなくなったりしますので、十分注意してください。

満期おめでとう

今月めでたく六十歳になられた方
武石忠四郎(七曲) 北林リサ(駅前)
前) 佐藤ナヲ(桂瀬) 若松ミワ(五味堀)

繰り上げ支給を希望される方は一定の割合で減額され六十五歳になってもその割合は変わりませんのでよく考えて手続きをするようにして下さい。



り扶養されていない奥さんや夫が共済組合に加入している奥さんは届け出は必要ありません。

年金委員研修会

去る十月三十日コミュニティセンターに於て年金委員研修会が行われました。鷹巣社会保険の岡部係長さんを講師に迎え、法改正を主体に熱心に研修を受けました。ビデオテープによる新年金制度については非常にわかりやすいとよろこばれました。今後ともよろしく御協力おねがいたします。

みづかな歴史 (44)

一片の通達

工藤文書の中に、大館出張所(県庁の出先機関)が第五大区一小区から三小区までの、正副戸長あてに出した明治六年六月二十七日付通達の写しが一通入っている。

これは、断髪脱刀に関するもので内容は、二年前の四年八月に、散髪脱刀令が布告になったが、その趣旨が一般に浸透していない。髪・刀の二件は、開化進歩の第一関門ともいえるべき重要なことなので、七月十五日までにその実をあげるように。どうしても納得しない者がいたなら、その者の姓名を書いて出張所まで申し出でなさいというものである。

結髪と帯刀。長い間のいわば骨肉化している風俗習慣が「散髪脱刀可為勝手事」このたった一行の布告で、簡単に改まるものではなかったはずだし、罰則を設けて取り締まるほどのものでもなかっただけに、近代化を急ぐ行政の衝にある者の期待には、ほど遠い状況にあったのであろう。

通達の中に「この通達は、是全く公布の発令にあらざれども」と特にと断わり書きをしているところをみると通達は、大館出張所独自の発意によるもので、そのこと



は、大館出張所管内の成績が、他地域のそれと比較してあまりかんばしくないところから来たのかも知れない。

断髪について、町内の数少ない資料によれば、金鉄之助日記(金家文書)に、明治六年二月二日秋田市でまげを落としその代五貫文と書かれてある。鉄之助翁(号月静)の断髪は早い方であろう。

庄司隆風翁にいたっては、布告後足掛け十年の十三年七月十七日ようやく心をきめて散髪し「おくられたる開化も又おかし」などとて

れくさそうに花鳥日記にしている。昭和に入ってからなくなった人で、終生まげを落とさなかった人もいた。

以前この欄で触れたことがある五味堀の岸野西松翁がそうだし、県都秋田市にも「チョンまげ四人男」と呼ばれた人達がいた。豪家那波家の当時の主人亥之助翁ほか三人で、昭和一けた代後半に相前後して他界したが、どの人も生前一度も断髪したことがなかったという(洞城利喜著「あきたよもやま 桐内沢の土佐ミエ子さんの回想記」農村風物誌(木精六号)の中に、土佐さんが子どものころ阿仁合の市で、チョンまげを結った伏影のおじいさんをみたことがあると書いてある。年代も書いていないし、土佐さんとは会ったこともないので、はっきりしたことはわからないが、昭和に入ってからのことには違いないと思う。このおじいさんも、まげを頭にのせたまま瞑目したことだろう。

それにしてもこの人たちの、すさまじいばかりの頑固一徹さは、見事というほかはない。

明治六年といえは日本は、近代化へ向かって、暗中模索、試行錯誤を繰り返しながら、がむしやらに突っ走っていたころで、この一片の通達には、明治初期の荒々しい息吹が感じられる。

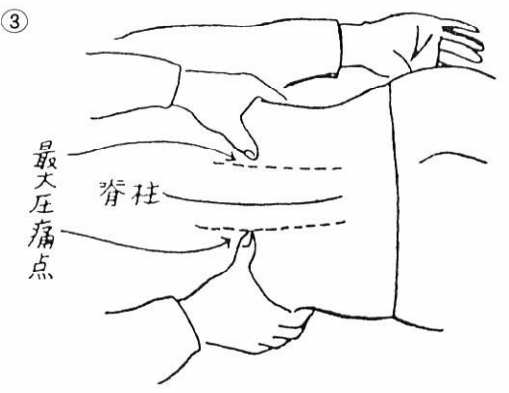
(清水孔次郎)

ハラのはり、不快なとき、①、②も応用できるが、正座でもなおせる。



正座させてから、お腹をへこませるように上体を前屈させ、術者は膝を患者の腰に、手を肩の前にあてるようにすわる。患者をうしろに引きおこすように支えてやり、最後に一挙に前屈の力を腰で抜かせると、腹はとてもらくになり、つかえはとれる。

胃のつかえ



腹痛のばあい、うつぶせにして脊柱の両側の縦の筋束上を指圧してきぐると、胸腰椎の境界付近に最大圧痛点がある。ここを強く指圧すると、患者はその痛みを耐えかねて呼吸をとめ、体をひねって痛みからのがれるような姿勢をとる。なおも力をゆるめずに指圧していれば、圧痛は徐々にとれていき、最後に患者はフーッと呼吸をする。

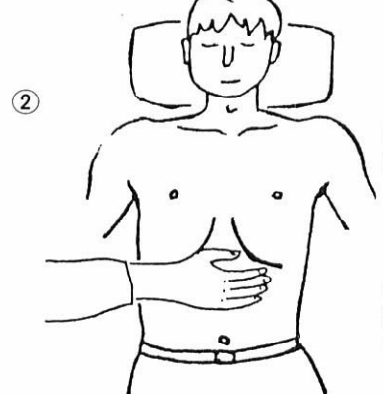
指圧を続けても、だんだん呼吸が平常にもどる。このときすでに圧痛はなくなって腹痛もとまっている。

腹痛

腹痛の大多数は、大腸・横行結腸の両角屈曲部に停滞拡張しているガスである。打診すると鼓音をたてする。次の①～③の順に試してみよう。



あお向けに寝て、膝を深く折り立てると、腹直筋がゆるむ。腰仙部に座布団を入れるとなおさらゆるむ。



鼓腸部に手のひらをあてて深く息をはかせながら静かに圧迫を加えてやると、ググーッというガスの移動流下音をきくか、または触知できる。これで腹痛は去る。これが効かないときは他の原因(外科的腹症)を考えて慎重を期すこと。



操作法(体の歪みをとる)

腹痛にもいろいろな原因がありますが、多くの場合、ガスが腸に留って腹痛をおこすことがあります。腹式呼吸など意外とかんたんに治る方法があります。病院にかかる前にチョット試してみてください。



No.56

現在、農地流動化促進の強調月間を推進中です。

農家のみなさん!!

農用地利用増進事業は、 安心して農地の貸し借りができる 制度です。



農地流動化推進員

集落ぐるみで農用地の有効利用を進めましょう

農用地利用増進事業は、農用地の貸し借りなどを、農地法によらないで、市町村が農家の申し出により権利の設定・移転の計画をまとめた「農用地利用増進計画」を作成し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農用地の貸し借りなどができる事業です。貸し借りが終われば農地は自動的に返還されますし、離作料等の心配はありません。

現在、地域農業集団活動などによって、地域ぐるみで農地の有効利用を促進する話し合いが進められていますが、安心して農用地利用増進事業を活用して、地域農業の見直し、活力ある村づくりを進めてみませんか…。

貸し手農家には農地流動化奨励金がでます!

(注) 農用地高度利用促進事業の前期対策と後期対策では奨励金額が異なりますので注意して下さい。

3年～6年未満は

8千円

6年～10年未満は

2万円

10年以上は

3万円

*いずれも10a当りの金額です

農地の貸し借り、売買等のことは農業委員・農地流動化推進員にご相談下さい。

森吉町・森吉町農業委員会

注意

最近、農家の庭先で米の盗難事故が相次いでいます。お互いに注意しあい、盗難にあわぬよう心がけましょう。

— 阿仁部防犯連合協会森吉支部 —

- △ホームタンク、及びドラム缶は木造家屋又は燃え易い物、道路境界等から一メートル以上離して貯蔵すること。
- △ホームタンクは地震などで容易に転倒しないようにすること。
- △家庭でのドラム缶貯蔵は二本ままです。又容器に小分けしたらドラム缶には蓋をすること。
- △ドラム缶は蓋の方を上にして立てて貯蔵して下さい。
- △地震などで配管とタンクの結合部に損傷を生じない構造にすること。
- △ホームタンクの水抜栓など腐食して漏れていないか十分点検すること。

火の用心

灯油貯蔵上の注意

寒さが厳しくなり灯油の貯蔵や使用量が増えています。

ホームタンク、及びドラム缶での貯蔵するときは次のことに十分注意して油による事故をなくしましょう。

△ホームタンクの水抜栓など腐食して漏れていないか十分点検すること。

△家庭でのドラム缶貯蔵は二本ままです。又容器に小分けしたらドラム缶には蓋をすること。

△ドラム缶は蓋の方を上にして立てて貯蔵して下さい。

消防正・副団長再任される



再任された柴田団長

任期満了による消防団長推せん会がこのほど開催され、柴田健治氏が全員一致で推せんを受け、町長から任命されました。任期は十年十一月一日から二ヶ年となります。また、副団長も織田定雄氏が再任され、団長から任命されました。任期は六十年十一月四日から二ヶ年となります。

つるべ落とし

秋の夕暮れはアツという間に暗くなります。その暮れやすいさまを「つるべ落としの秋の日」と形容するのは、井戸の中に釣瓶をおろす時のように、秋の夕日が垂直に速く落ちてゆくからです。釣瓶は「吊る盆」の意。盆は飲食物を入れる瓶のことで、縄や竿で吊り下げて井戸水をくみ上げる桶をさします。縄や竿の先の桶を、手でおろすのは「振り釣瓶」。柱の上に横木をわたし、一方の端につけた

ことば

石の重みを利用して、他の端につけた釣瓶をはね上げて水をくむテコ応用の方式は「撥ね釣瓶」と呼ばれます。滑車に縄をかけ、その両端に二つ桶をつけて、代わる代わる水をくみ上げるのは「車井戸」で、これもとも能率的です。しかし以上の三種類とも、釣瓶を垂直に速くおろす点に違いはありません。「つるべ打ち」は鉄砲を順次に休みなく打つさまをいいますが、これは連続する意味の動詞「連ぶ」からきた続け打ちのこと。語源上、釣瓶と直接の関係はないようです。

朗読に酔う

俳優座の福田豊土さんの「朗読の夕べ」が10月20日開かれ、真っ暗な会場にスポットライトで浮かびあがった福田さんは、小机にかがみこむように千葉県に伝わる「ペロ出しチョンマ」川端康成の「雨傘」などを披露。読み手を通して作者の思いがじかに伝わってくるような泣かせる一人演劇に語りの芸を知らされた。



白衣に誓う

真新しい白衣に、看護帽……公立米内沢総合病院准看学校で戴帽式が行われました。「これからは、白衣の姿で患者と接し看護の心を勉強されたい」「命を尊ぶ人間愛が一番大切であり、与えて求めない愛をモットーに頑張ってください」とはげましのことばを受け、看護の道の一步を踏みだした。



カメラおせんぼ

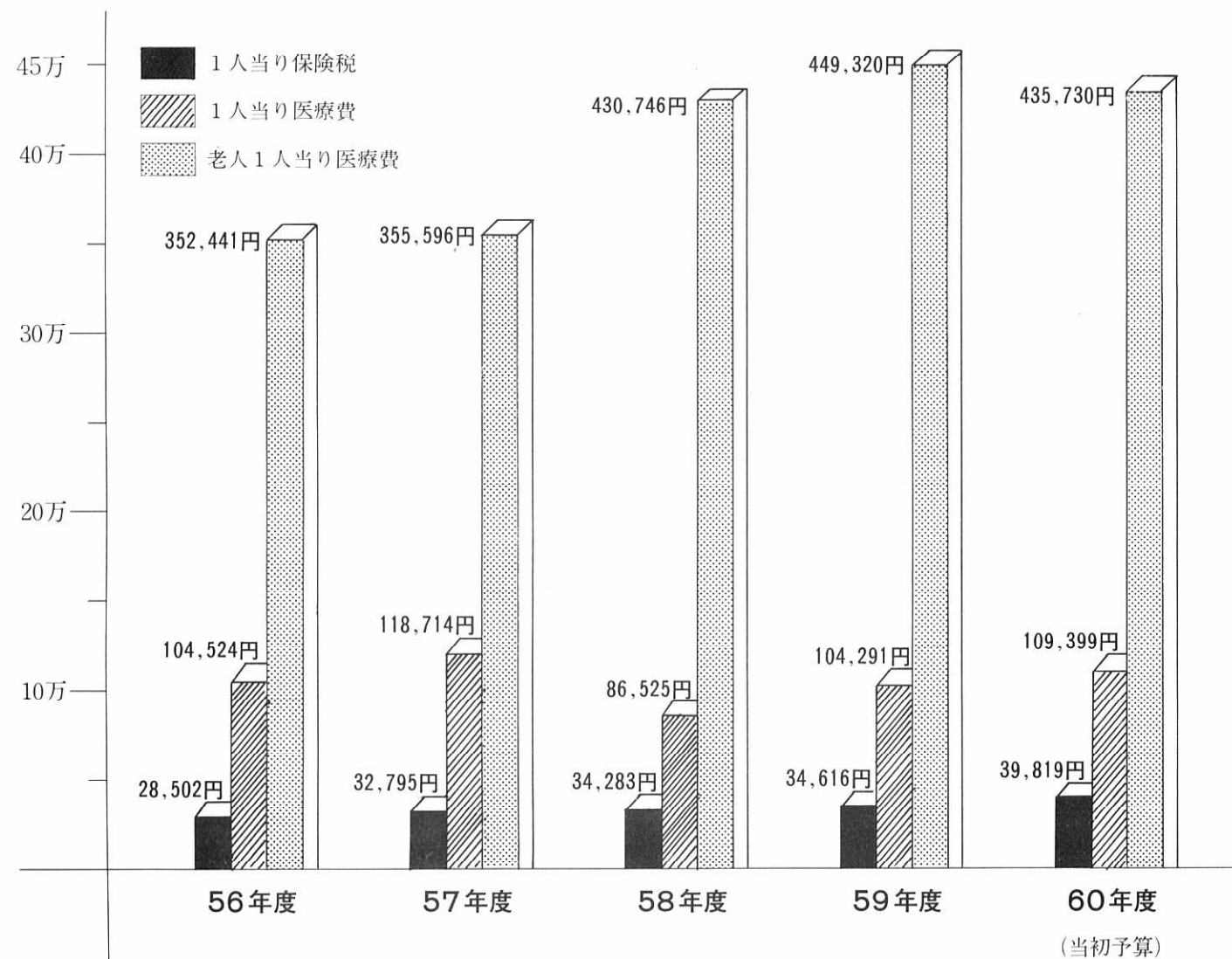
＝ みんなの国保 ＝

医療費を大切に

健康な笑顔は国保の願い

- 国保は皆さんの健康を守ります。
- 健康はあなたの財産です。
自分の健康は自分で守りましょう。
- 医療費が増えればあなたの負担も増えます。

一人当り医療費と保険税



◎役場では11月20日よりおよそ1ヶ月にわたり町税完納強調月間として納税指導を行います。納め忘れていた税金の納付については、特段のご協力をお願いします。

昭和60年度

町税完納強調月間

自 11月20日 ~ 至 12月25日

《税金は皆の暮らしの必要経費》

町は私たち町民の幸福と繁栄のために、日々すみずみまで広い範囲にわたりいろいろな仕事をしております。そのためには、たくさんの費用がかかりますが、この資金はみんなで出し合っていかなければなりません。これが税金です。

いわば、町民として暮していくために支払わねばならない会費のようなものです。町の主人公の1人として、住みよい豊かな町づくりに積極的に参画するためにも税金を完納しましょう。

《町税の納期一覧表》

税目	納期	1期	2期	3期	4期	5期
国民健康保険税		4月末日	7月末日	9月末日	11月末日	1月末日
軽自動車税		4月末日	—	—	—	—
固定資産税		5月末日	8月末日	12月25日	2月末日	—
町県民税		6月末日	8月末日	10月末日	1月末日	—

《納め忘れをなくするために前納をおすすめします》

町県民税及び固定資産税については、納期限内に納付し前納に係るものには、納期前納付報償金（税額の1%×前納月数）が交付されます。ただし計算した報償金が300円未満の場合や、他に未納徴収金（本税並びにその督促手数料、延滞金等の未納）がある場合には交付されません。



—この社会、あなたの税が生きている—

保険給付

療養の給付



病気になったとき、被保険者証により保険医(病院・医院)の診察、薬剤、処置、入院など必要な医療を受けることができます。この場合、次の一部負担金を支払います。

一般被保険者	入院・通院共	3割	
退職被保険者	本人	2割	
	被扶養者	入院	2割
		通院	3割

たとえば旅行中に急病になって保険証の持ち合わせがないために全額自己負担になったとか、やむを得ない理由で保険を取り扱っていないお医者さんにかかったというようなことがあります。いつも保険証で、保険のきくお医者さんにだけかかれるとは限らないわけです。また、付き添い看護婦さんをつけるとか、遠距離のため車で運ばれるとか、治療のためにマッサージやコルセットを必要とするとか、輸血を必要とする場合もあります。しかし、これらは直接には保険がききません。

これらの、やむをえず保険証では診療を受けられないために自費で診療を受けたという場合には、あとで現金の支給を受けることができるようになっています。これを「療養費払い」といいます。

この場合、支払われるお金は、自分で払ったものの全額ではなく、保険診療の基準で計算し直した額となっています。

その支払いを受けるためには、領収明細書などをつけて所定の届けを出さなければなりません。



療

養

費

健康を守る国民健康保険



必ず読んで国保についての知識を深めましょう。

国民健康保険制度とは

ふだん私たちは健康であっても、いつ、どこで、どんな病気やけがをするかわかりません。病気やけがをしてお医者さんにかかるとお金がかかります。もしお金がなくてお医者さんにかかれないということがあったら大変なことです。

このようなことがないように国民はだれでも、どこかの健康保険にはいなければならないことになっています。このことを「国民皆保険」といいます。

その一つとして、国民健康保険(国保)があります。

国民健康保険は、会社等の各種健康保険に加入できない方のために設けられたものです。医療費の家計負担を少しでも軽くするために、ふだんからお金を出し合い、病気やけがにあったときの医療費にあてようという、相互扶助を目的として運営されています。

私たちの健康と生活を守るための大切な制度です。

運営は市町村(保険者)



健康保険の運営にあたるものを保険者といいます。国民健康保険の保険者はみなさんの住んでいる市町村です。

国保に加入する人(被保険者)

国保に加入し、保険税(料)を払って保険の利益をうける人を被保険者といいます。

会社へ勤めている人やその家族は、職場の健康保険、各種共済組合へ加入できますが、これらのいずれにも入っていない人が国保に加入します。加入者が70歳(寝たきりの人は65歳)になると老人保健法の適用をうけます。

また、高齢退職者は退職者医療制度により、医療をうけます。

加入は世帯ごと



加入は世帯ごとになります。そして、一世帯に一枚の保険証が交付されます。同じ住居に住んで家計がいっしょの人は同じ世帯になります。

退職者医療制度

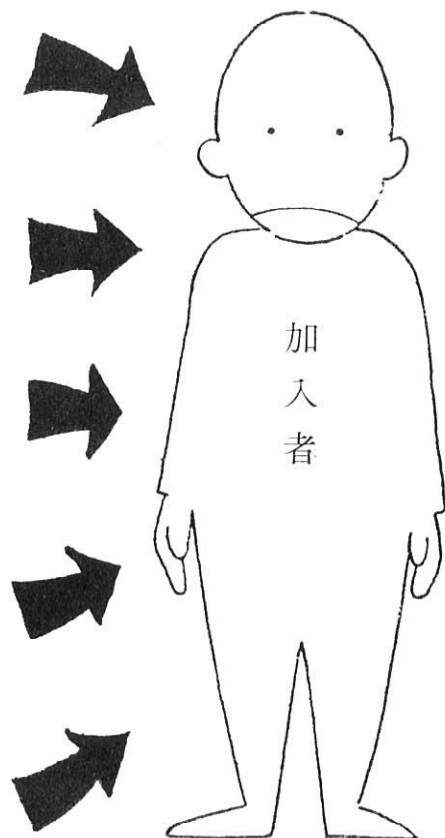
退職者医療制度は59年10月1日から発足しました。

この制度は、会社や役所等を定年退職した人達の中で、次の要件に該当する人は退職者医療制度によって給付を受けることになります。

資格は国民健康保険の被保険者です。

この制度に加入できる人

- 市町村の国民健康保険加入者で厚生年金、各種共済組合等から老齢年金または退職年金を受けている人。
- 40歳に達した月以後の年金保険の被保険者であった期間が10年以上あって現在通算老齢年金を受けている人。
- 障害年金受給者も適用を受ける場合があります。
- 退職被保険者(本人)と同一世帯に属する配偶者(内縁関係を含む)または三親等内の親族で年間収入90万円未満の方が該当します。
- 老人保健法の適用を受けない人。



高額療養費貸付基金事業

この基金事業は、病院でかかった医療費が五万一千円を超えた場合、生活が苦しくてどうしても支払うことが出来ない世帯に対して次の条件により貸付する制度です。

①資金の用途……療養に要する一部負担金の支払いに充てる資金

②貸付限度額……高額療養費支給額の九五%以内とする

③貸付利率……無利子とする

高額療養費

医療費の自己負担額が高額になった場合、家計の負担を少しでも軽くするため、次のように高額療養費が支給されます。

- ①医療費の支払いが、一人1ヵ月51,000円(低所得者は30,000円)を超えた分について、高額療養費が支給されます。
- ②同一世帯で同一月内に30,000円(低所得者は21,000円)以上の支払いが2人以上生じた場合、その額を合算して51,000円(低所得者は30,000円)を超えた分を高額療養費として国保から支給されます。
- ③同一世帯で一年間に4回以上高額療養費が支給される場合は、4回目以降は30,000円(低所得者21,000円)を超えた分を高額療養費として支給されます。



助産費

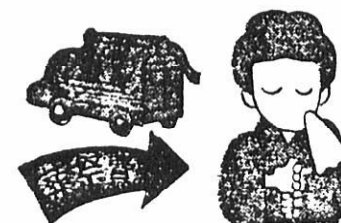


被保険者がお産をしたとき、助産費が支給されます。…………… 1件当り 10万円

育児手当金

育児手当金 …………… 1件当り 5千円

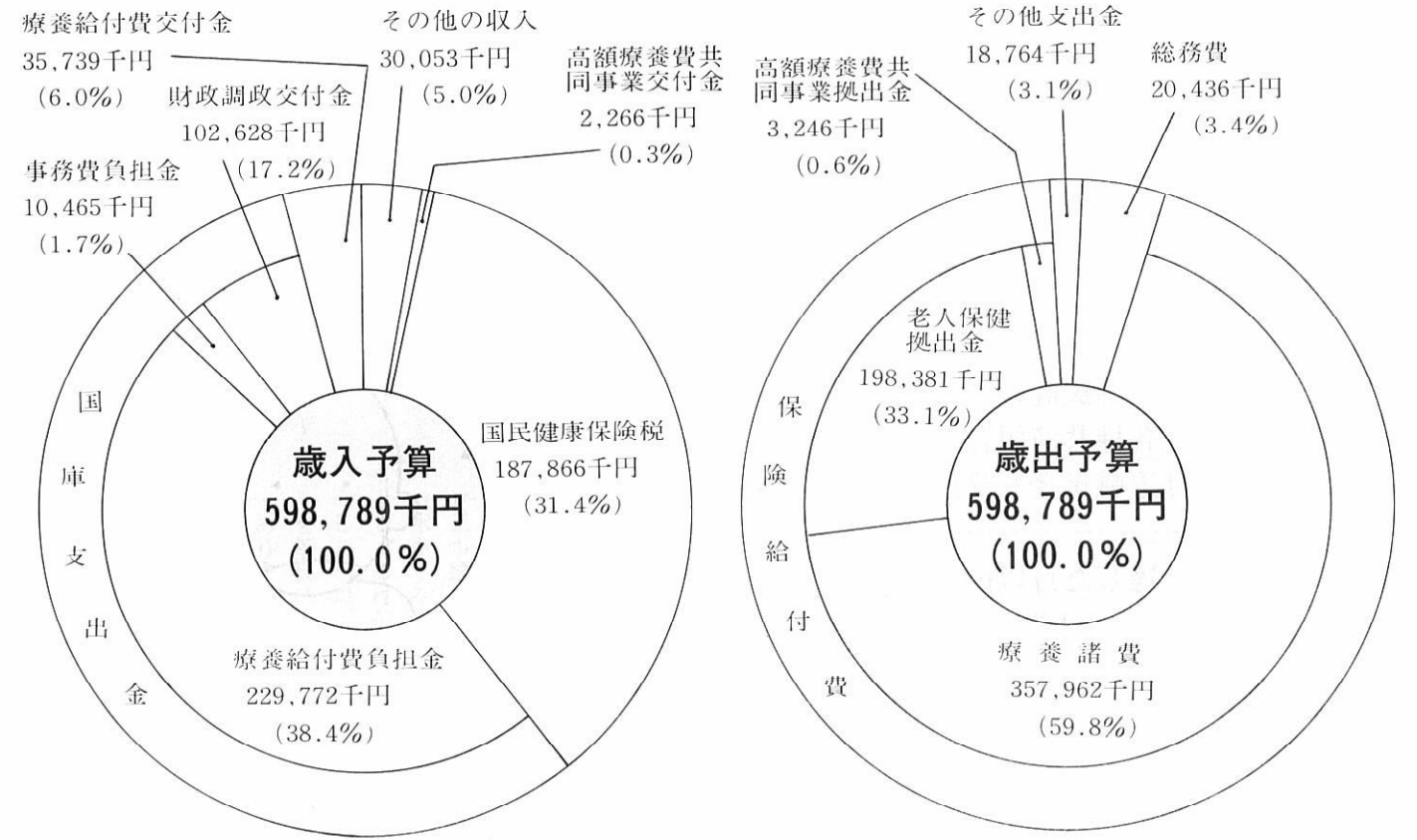
葬祭費



被保険者が亡くなられたとき、葬儀を行う人に葬祭費が支給されます。
1件当り 3万円

昭和60年度森吉町国民健康保険特別会計予算

国保事業で今年1年間に使う金額とその財源



医療費引下げのために国保で実施している保健施設事業

(1) 医療費通知による医療費の適正化対策

ちよつと症状の回復がはかばかしくないと云って、すぐ他のお医者さんに移る人がいます。また、同じ病気で二人も三人もお医者さんにかかる人もあります。こういうことは、全く医療費のムダ使いであり、患者本人にとっても、保険者にとってもいいことではありません。それによって医療費が

保険税の決め方

保険税は各市町村によってちがいますが、次の四項目から算出された額を組み合わせた額が、保険税として賦課されます。

- ①所得割額……前年度の収入から一定額を控除し、その額に税率を掛けしたもの。
- ②資産割額……現年度の固定資産税額に一定率を掛けたもの。
- ③均等割額……各世帯で国保に加入している人、一人一人に同じ額。
- ④平等割額……各世帯に平等の額。

ただし、保険税の最高限度額は三十五万円であり、右の計算で計算された額が、その額をこえていれば三十五万円にとどまります。

(2) 人間ドックのすすめ 早期発見、早期治療

あなたの健康は、あなた自身でつくっていく以外にありません。国保では、病気の早期発見のため短期人間ドックを左記要項のとおり実施しております。(お申込みの方は、福祉保健課係まで) ◎森吉町国民健康保険「短期人間ドック」受診制度

◎町内に在住する満四〇才以上の方で、国民健康保険の被保険者であること。

- 一、受診期間は二泊三日で公立米内沢総合病院で行ないます。
- 二、国保から受診料の三分の二(四万四千元)を補助金として交付し、受診者は二万二千円の負担となります。
- 三、検査項目は超音波断面写真外三〇項目です。

◎新たに、一日、人間ドックを実施いたします。

- 一、受診期間は十一月より公立米内沢総合病院で行ないます。
- 二、国保から受診料の三分の二(二万三千元)を補助金として交付し、受診者九、〇〇〇円の負担となります。(ただし、女子はいくらか負担増となります)
- 三、検査項目は十四項目です。

昭和59年度 (S59. 4月診療～S60. 3月診療)

森吉町の高額な医療の調

(医療費100万円以上について)

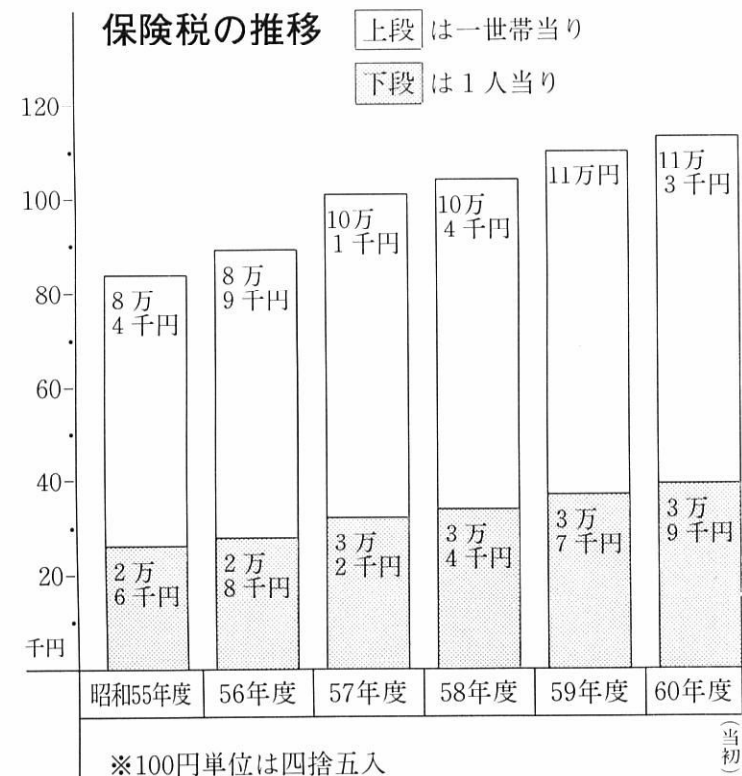
順位	1ヵ月医療費用額	疾病名	順位	1ヵ月医療費用額	疾病名
1位	3,209,000円	肥大型心筋症	11	1,456,000円	肛門がん、リンパ腺転の疑い
2	2,694,000	破裂脳動脈瘤	12	1,381,000	脳出血
3	2,004,000	左乳腺悪性腫瘍	13	1,330,000	脳出血
4	1,938,000	胆石症術後	14	1,310,000	肝硬変、糖尿病
5	1,920,000	左中央脳動脈閉塞術後	15	1,238,000	食道がん
6	1,755,000	破裂脳動脈瘤、クモ膜下出血	16	1,227,000	胆石症術後
7	1,729,000	破裂脳動脈瘤	17	1,141,000	糖尿病
8	1,485,000	破裂脳動脈瘤、クモ膜下出血	18	1,084,000	尿路感染症、胃がん
9	1,467,000	胆石症術後	19	1,081,000	脳腫瘍
10	1,466,000	左中大脳動脈閉塞、胃がん	20	1,065,000	胃肉腫

保険税

保険税はどう使われているか

医療費の増加と共に保険税が年々上昇の一途をたどっているが、その保険税がどのように決められて、どのように使われているでしょうか。

○保険税はどのように決められるか。
国保は、一般会計と違って、特別会計でありますから、国保の運



営は、国からの補助金と、国保に加入している皆さんから負担して頂く保険税により、その財源が賄われていくわけです。

保険税を決めるにあたっては、まずその年の医療費がどの位必要かを決定し、それに対して国からの位の補助金が来るかを決めます。そして残りの分を保険税として皆さんから負担して頂くわけですが、その負担割合としては、まず国保に加入している人が病院で治療を受けたとします。そうしますと、かかった医療費の七〇%を国保で医療機関に支払います。残りの三〇%を被保険者で支払っても

※100円単位は四捨五入

被保険者の受診状況 (昭和60年5月診療分から)

年令別 S60.5.31現在	国保加入数 S60.5.31現在			受診件数			主たる疾病	
	男	女	計	男	女	計		
0~1才	36	37	73	22	27	49	呼吸器系	急性上気道感染(かぜ)
2~4才	63	67	130	52	31	83	〃	〃
5~9才	135	140	275	66	63	129	〃	〃
10~14才	127	136	263	33	42	75	眼の疾患	眼 炎
15~19才	115	119	234	28	28	56	消化系	歯の疾患
20~24才	66	80	146	13	18	31	〃	〃
25~29才	77	68	145	11	28	39	〃	〃
30~34才	148	97	245	30	34	64	〃	〃
35~39才	157	83	240	29	33	62	呼吸器系	急性上気道感染(かぜ)
40~44才	128	91	219	20	36	56	眼の疾患	眼 炎
45~49才	125	131	256	33	64	97	消化系	歯の疾患
50~54才	194	199	393	64	75	139	循環系	高血圧性疾患
55~59才	201	259	460	69	145	214	〃	〃
60~64才	203	294	497	103	211	314	〃	〃
65~69才	197	176	373	137	170	307	〃	〃
70才以上	256	367	623	267	413	680	〃	〃 心疾患
計	2,228	2,344	4,572	977	1,418	2,395		

!! みんなで保険税を引き下げる

毎年の医療費は文字どおりうなぎのぼりに増加し、このことにより心配なのは、加入者の保険税負担が大きくなることと臨調の医療費抑制政策の中から、老人医療保険制度が生まれ、昨年10月からは、退職者医療制度が新たに発足し、又、将来(昭和六十五年頃)医療制度を一本化しようとする云うことも本格的になって来ました。

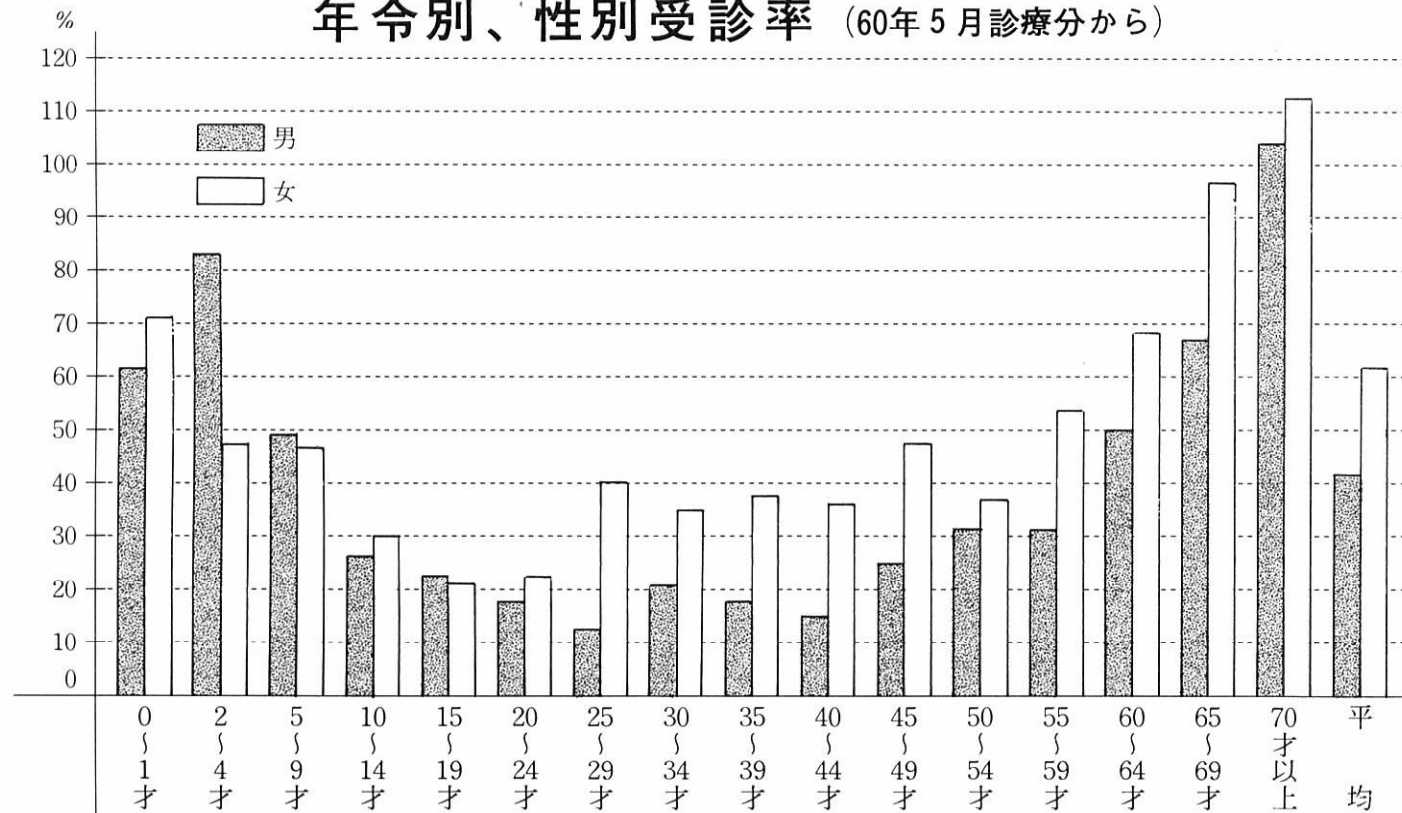
長引く不況の中で、加入者にとっては保険税負担が大きくなって来ました。五八年度滞納繰越金が四一三万円であったのが五九年度滞納繰越金は四二八万円にふえたことも明らかであります。

国保の課題は、保険税の上昇をどうおさえるかにあります。保険税押し上げの原因になっている医療を抑制する為、国、県、町も真剣に取り組んでおりますので加入者の皆さんも医療に対する関心をもち、国民健康保険事業のご協力をお願いします。

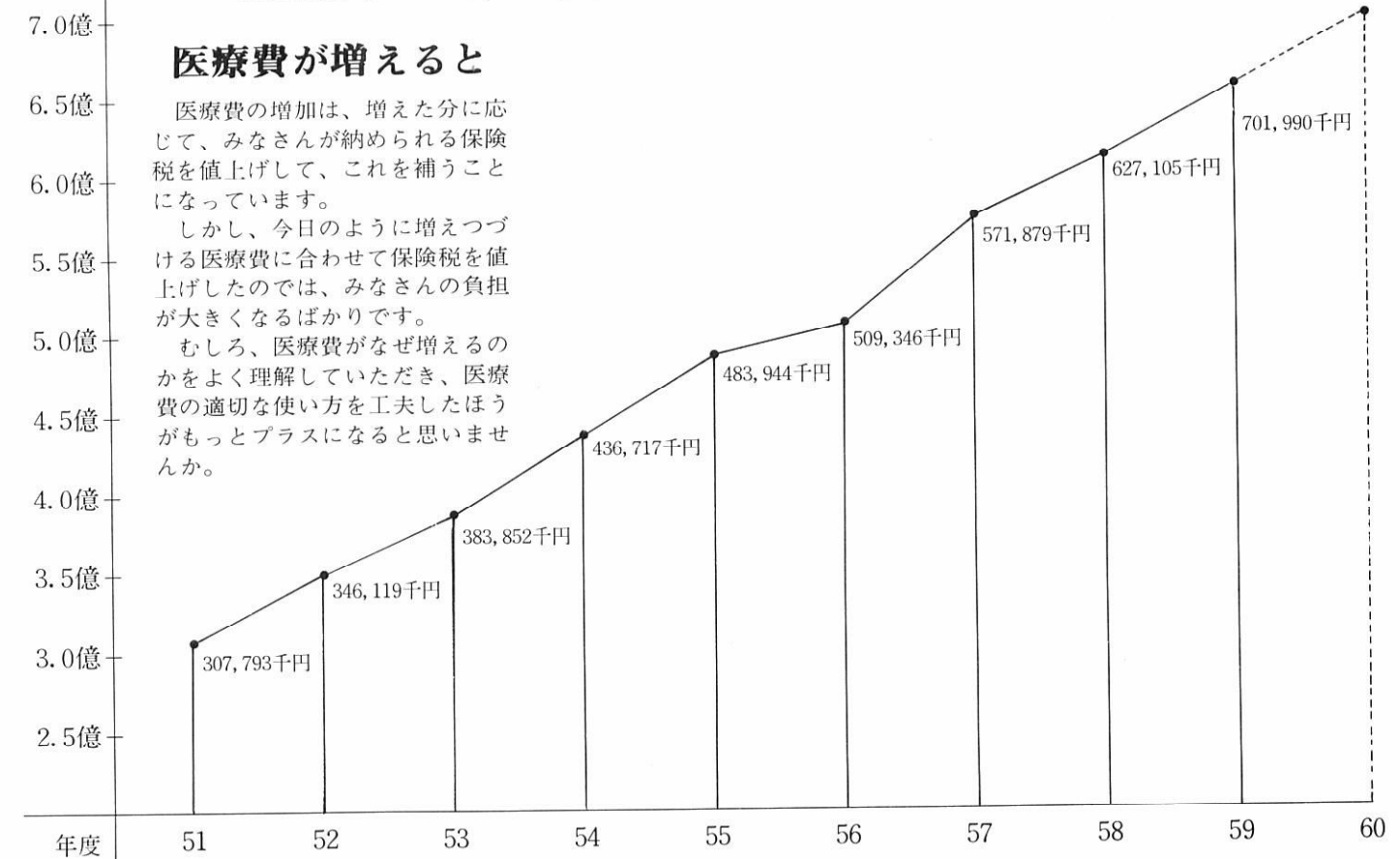
被保険者の国保加入状況

	人口 A	世帯数 B	国保加入世帯数 C	国保加入被保険者数 D	国保加入被保率 D/A	国保加入世帯率 C/B	一世帯当りの被保数 D/C
昭和55年度	10,832	2,767	1,553	4,945	45.65%	56.13%	3.18人
昭和56年度	10,661	2,756	1,538	4,772	47.76%	55.81%	3.10人
昭和57年度	10,491	2,753	1,557	4,787	45.63%	56.55%	3.07人
昭和58年度	10,408	2,813	1,604	4,677	44.94%	57.02%	2.92人
昭和59年度	10,163	2,771	1,606	4,607	45.33%	57.95%	2.87人

年令別、性別受診率 (60年5月診療分から)



医療費の動向



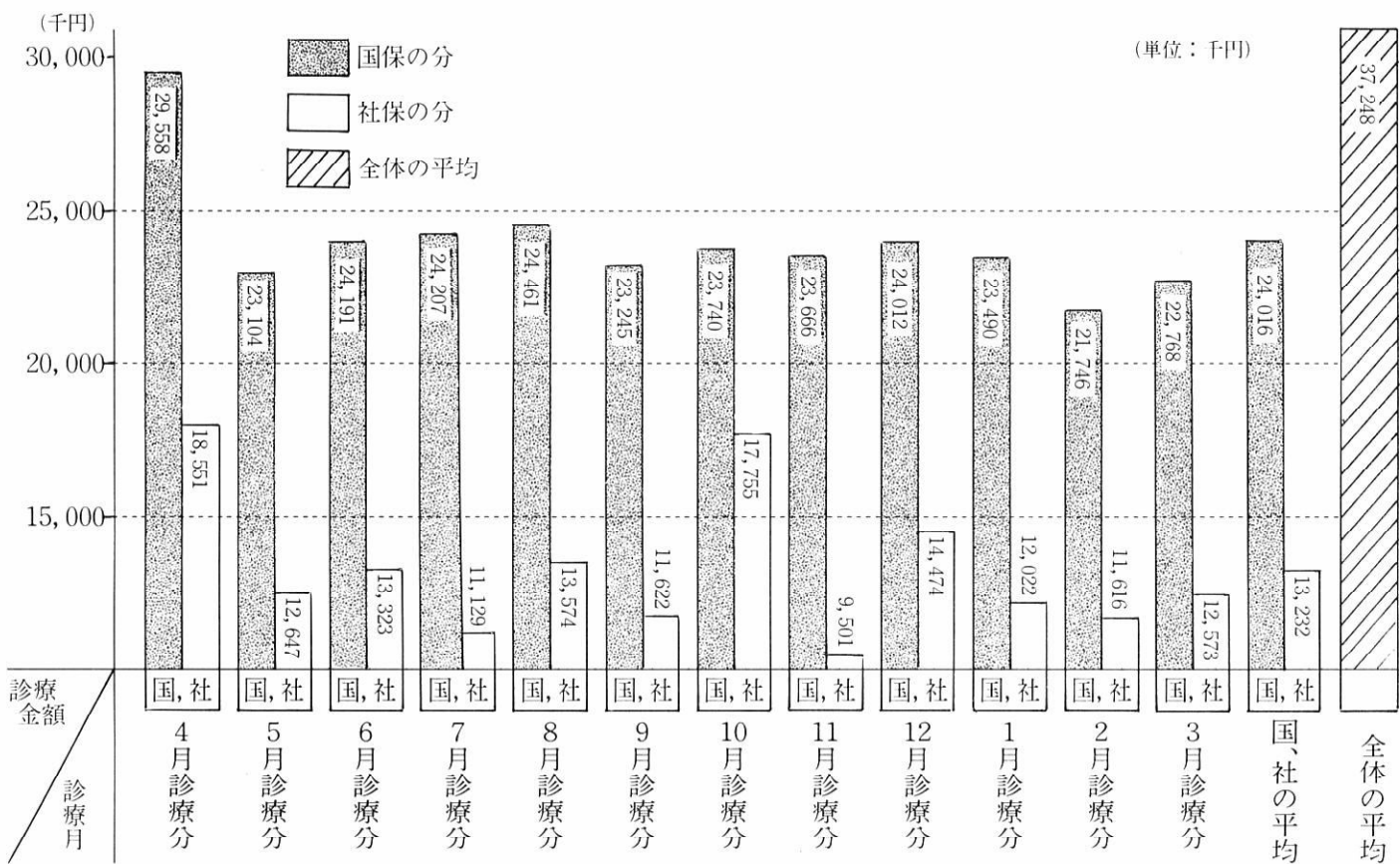
医療費が増えると

医療費の増加は、増えた分に応じて、みなさんが納められる保険税を値上げして、これを補うことになっています。

しかし、今日のように増えつづける医療費に合わせて保険税を値上げしたのでは、みなさんの負担が大きくなるばかりです。

むしろ、医療費がなぜ増えるのかをよく理解していただき、医療費の適切な使い方を工夫したほうがもっとプラスになると思いませんか。

昭和59年度 森吉町老人医療費の給付状況



おとしよりの健康10カ条

- 1 規則正しい生活を**
早寝早起きを守り、毎晩きまった時間に床につくようにしましょう。
- 2 毎日を朗らかに**
人生はなるようにしかなりません。気にかかることがあってもよくよせせず、朗らかに毎日を送りましょう。
- 3 腹八分目**
食事は腹八分目を守りましょう。
- 4 バランスのとれた栄養を**
一つの食品に片よらず、まんべんなくなんでも食べるように心がけましょう。
- 5 味つけはうす味**
塩分を少なく、うす味を心がけましょう。
- 6 たん白質は必要**
年をとっても、からだの一部は毎日消耗していきます。これを補うためにも肉や魚、大豆などたん白質が必要です。あぶら身の少ない肉や魚は若い人の六割から八割くらいとりたいたいものです。牛乳や卵も忘れずに。
- 7 野菜や果物、海藻類**
野菜や果物、海藻類も忘れずにとりましょう。
- 8 運動を毎日**
毎日運動を心がけましょう。歩くこと、あるいは朝晩の体操など。
- 9 たいくつは大敵**
心とからだを躍らせることが、老年の健康を守るかめといわれます。たいくつして毎日ゴロ寝という生活はいけません。
- 10 趣味を持つ**
心をうちこめる趣味を何か一つ持ちたいものです。



おとしよりの医療は 老人保健で



七〇歳(寝たきりの人は六五歳)に達すると老人保健によって、医療をうけることとなります。

■入院の場合
入院の場合は、一日三〇〇〇円の一部負担金を二カ月間支払います。一部負担金を支払う期間の二カ月間とは、入院した月の翌々月の、入院した日の前日までです。たとえば四月六日に入院したとすれば、翌々月の入院した日の前日つまり六月五日までということになります。

お医者さんのかかり方

老人保健でお医者さんにかかる場合、「保険証」と市町村から交付された「健康手帳」を提示しなければなりません。これは、「健康手帳」によって受診資格をまた、保険証によって、国保の加入者であることを明らかにするためです。

■外来受診の場合
外来で診療をうける場合は、一カ月一つの医療機関(病院、診療所)に四〇〇〇円の一部負担金をその月の最初の診療の日に支払います。一カ月は暦月を単位に計算し、一度四〇〇〇円を支払えば、もうその病院、診療所にはその月は支払う必要はありません。

いつから老人保健医療の対象となるか

老人保健による医療は、七〇歳の誕生日の月の翌月から開始されます。ただし、誕生日が月の初日であるときは、その月から開始されます。つまり、誕生日が二月一日であれば三月一日から開始され、二月一日であれば二月一日から開始されるということです。



資格の取得と手続き一覧

(いずれの届出にも印鑑を持参のこと)

こんなとき	手続	いつまで
70歳になったとき	健康保険証を添えて居住地の市町村長に70歳に達したことを届け出る。(毎月末対象者宛通知しています。)	70歳の誕生日
生活保護を受けなくなったとき	保険証を添えて市町村長に届出る	すみやかに
生活保護を受けるようになったとき(加入資格を失う)	生活保護開始決定通知書に健康手帳を添えて市町村長に届出る	すみやかに
死亡したとき	死亡の届出義務者が、死亡した人の健康手帳を添えて市町村長に届出る	14日以内
他の市町村から転入してきたとき	健康保険証を添えて市町村長に届出る	14日以内に
他の市町村へ転出するとき	健康手帳を添えて市町村長に届出る	転出する前に
市町村の区域内で居住地を変更したとき	健康手帳を添えて市町村長に届出る	14日以内に
医療保険の変更があったとき	健康保険証と健康手帳を添えて市町村長に届出る	14日以内に

健康手帳を

活用しましょう

次のようなときに使ってください。
① 病院で受診のとき必ずもって行く。健康保険証と一緒に。「健康手帳」によって受診資格を。「保険証」によってどの医療保険の加入者であるか明らかにするため。
② いろいろな検診を受けるとき。
③ 健康相談(部落での血圧測定)のとき。
以上のときは手帳を忘れずにもって行き健康状態を記入してもらいましょう。
その他、機能訓練、訪問指導を受けたときもつかえます。



乳幼児健診

- ◆乳児健診
11月21日(木)前田集落センター
- ◆一才六ヶ月児健診
11月21日(木)前田集落センター
- ◆育児相談
11月28日(木)コミュニティセンター
- ◆三才児健診
12月19日(木)コミュニティセンター

予防接種

- ◆12月4日(水) ポリオ
米内沢会場＝コミセン 1時より
前田会場＝集落センター 2時30分

母子手帳交付日

12月4日(水) 12月18日(水)
役場福祉保健課へ妊婦さん本人が
おいでください。

無料困りごと相談

土地や家屋の問題、子供のいじめ等で悩んでいる方は気軽に相談してください。相談日は下記のとおりです。
◆11月27日(水) 前田集落センター
◆12月4日(水) コミセン
時間は午前10時～午後3時
担当者…人権擁護委員、法務局職員

11月5日～11月30日

忘年会予約受付中

国民 森吉山荘
宿舎
☎(0186)76-2334

緑のオーナー募集!

—米内沢営林署—

- ◆場所面積…森吉字森吉沢国有林 (森吉集落から林道1.5km・車4分) 3.19ヘクタール
 - ◆対象木…スギ 樹令30年
 - ◆伐採時期…昭和90年、皆伐
 - ◆募集口数…10口 (1口・50万円)
 - ◆募集期間…10月29日～12月21日
 - ◆現地案内…11月24日 (希望があれば随時車で案内します)
- 詳しくは、米内沢営林署へおたずねください。☎72-4515



11月1日～2月28日まで

役場の執務時間が変わります

- ◆平日…… 8時30分～午後4時30分
- ◆土曜…… 8時30分～午後0時30分

昭和61年用

統計資料付「県民手帳」

1冊 300円

役場窓口、前田支所窓口、コミュニティセンターでお買い求めください。

森松飯河
岡橋坂合
ワ克紀保
カ昇子弘

ご結婚 おめでとう



鈴木 歩 (英雄・二女) 桂 瀬
清水 公二 (一男・二男) 五味 堀
松浦 麻美 (三千雄・二女) 鍛冶 町
森川 隆 (正広・長男) 小 又
三浦 健一 (馨・長男) 根森 田
柴田 明裕 (雅裕・長男) 学校 通
竹田 みゆき (光夫・二女) 新 町
藤井 恭平 (公栄・長男) 川 向
小玉 貴仁 (幸夫・二男) 松山 町

お誕生 おめでとう



二十万円 根小屋 武石 叡子
二万円 卷 佐藤 忠昭
一万円 平里 松浦 富雄
二万円 堺田 菅原 正太郎

香典返し

善意

庄司 喜一 (81) ミワ 夫 通り 町
白沢 スワ (84) 俊治 母 桂 瀬
佐藤 サワ (65) 忠昭 母 卷 堀
難波 三郎 (68) チョウ 夫 工場 地帯
菅原 ミノ (87) 正太郎 母 堺 田
成田 善作 (63) スミ 夫 松山 町
嘉成 キヨ (77) 一母 本 丁

おくやみ



庄田 千秋
佐藤 孝之
柴田 智子
川口 耕司
成田 直美
金 誠
柴田 美紀子
藤原 秀明
佐々木 まゆみ
角 館
七 曲
カランダリアメリダボス
本御角
御嶽
御嶽
角 館
七 曲
鷹 巣
松山 町
秋山 町
松田 町
鹿角 市
通 町

11月30日は国民健康保険税4期分の納期限です。忘れずに納めましょう。